

# 半期報告書

(第13期中) 自 平成24年1月1日  
至 平成24年6月30日

クラウドゲート株式会社

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

(E05666)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	4
4. 事業等のリスク	5
5. 経営上の重要な契約等	5
6. 研究開発活動	5
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	11
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	12
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1. 中間財務諸表等	14
(1) 中間財務諸表	14
(2) その他	29
第6 提出会社の参考情報	30
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月25日
【中間会計期間】	第13期中（自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日）
【会社名】	クラウドゲート株式会社
【英訳名】	Crowd Gate Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03) 5209-1173
【事務連絡者氏名】	管理部長 倉田 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
【電話番号】	(03) 5209-1173
【事務連絡者氏名】	管理部長 倉田 剛
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 12月31日
売上高（千円）	—	—	298,777	507,871	414,414
経常損失（△）（千円）	—	—	△41,078	△71,983	△74,960
中間純利益又は当期純損失（△）（千円）	—	—	95,053	△103,170	△180,623
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	775,405	775,405	775,405
発行済株式総数（株）	—	—	76,657	76,657	76,657
純資産額（千円）	—	—	△72,134	13,328	△167,187
総資産額（千円）	—	—	196,054	274,298	220,212
1株当たり純資産額（円）	—	—	△942.41	173.87	△2,182.39
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額（△）（円）	—	—	1,239.98	△2,199.85	△2,356.26
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純 利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	△36.8	4.9	△76.0
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	—	△117,801	△48,565	△118,537
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	—	△11,721	△19,266	△22,057
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	—	79,948	139,037	55,602
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残 高（千円）	—	—	51,215	185,782	100,789
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	—	—	49 (3)	52 (6)	45 (6)

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、第11期及び第12期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。  
第13期中は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第11期は、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。また、訂正後の第11期の財務諸表について、監査法人ハイビスカスより監査を受けております。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の平均雇用人員数を（ ）外数で記載しております。

6. 第11期中及び第12期中は四半期報告書を提出しているため、中間財務諸表を作成しておりませんので、記載しておりません。

7. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社は、マッチングサイト事業を新たに開始いたしました。

なお、マッチングサイト事業はデジタルコンテンツ事業の一環であり、当社はデジタルコンテンツ事業の単一セグメントであります。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成24年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
デジタルコンテンツ事業	49（3）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間会計期間の中間財務諸表は作成しておりませんので、前年同期との比較は行っておりません。

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景として、緩やかな回復の動きがみられた一方で、欧州諸国に生じた債務危機による金融不安、電力供給問題等により、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

デジタルコンテンツ市場におきましては、ブロードバンドネットワークによるインターネット利用が人々の生活へ定着したことに加え、携帯インターネットも拡大を続け、スマートフォンの普及に伴う通信や情報サービスの需要が引き続き好調に推移しました。特にソーシャルゲーム市場は急速に拡大したことにより、当該ゲームに使用するイラスト画像の需要も拡大しております。

このような環境のなか、イラスト画像の需要増に対応すべく、柔軟で機動的な組織体制を編成し、SNSゲーム開発会社を中心に積極的な企画提案や受注活動に努めることにより法人向け営業は堅調に推移しております。また、作業効率の向上及び徹底したコストの低減を図り、市場競争力を高めているものの、よりクオリティーの高い受託制作を行う体制を目指し、そのための費用は増加しております。

この他に、優秀なクリエイターの獲得及び囲い込みを目的として、クリエイターの受託ニーズとクライアントの制作委託ニーズを直接結び付けるマッチングサイトを平成24年4月に開設いたしました。これら施策により、当社のコアコンピタンスであるクリエイタービジネスがさらに強化され、受託制作業務におけるインフラ整備が着実に遂行しております。

一方、当社運営のコンシューマー向けオンラインゲームでは、ゲーム内イベント及びオフィシャルのリアルイベントの開催により、ユーザー満足度を高めたものの主力タイトル「エシュリオン」のアイテム強化システムの開発が遅れ、当中間会計期間の実装に至りませんでした。

この結果、当中間会計期間の売上高は298,777千円、営業損失△35,637千円、経常損失△41,078千円となりました。当中間純利益は、前事業年度に発覚した旧経営陣による不適切な取引の調査及び過年度財務諸表の訂正作業に12,485千円の特別損失が発生したものの主要株主からの借入金の債務免除により150,000千円の特別利益が発生し中間純利益95,053千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における、現金及び現金同等物（以下「資金」という）は51,215千円となりました。また、当中間会計期間における、各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは117,801千円の資金の減少となりました。

これは主に、税引前中間純利益96,435千円計上したものの、課徴金引当金31,250千円が減少し、売上債権22,820千円が増加し、非資金項目である債務免除益150,000千円を計上したものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは11,721千円の資金の減少となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出4,363千円、無形固定資産の取得による支出4,000千円、本社事務所増床に係る差入保証金の支出4,400千円を使用したものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは79,948千円の資金の増加となりました。

これは主に、主要株主から運転資金として、90,000千円の短期借入による収入があったものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）
デジタルコンテンツ事業	298,777
合計	298,777

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、デジタルコンテンツ事業のみの単一セグメントとなっております。

3. 当社は、前中間会計期間は四半期報告書を提出していたため、前中間会計期間の販売実績は記載しておりません。

4. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	
	金額（千円）	割合（%）
CR00Z株	63,789	21.35

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### 4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりであります。

当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象として継続企業の前提に関するリスクがあります。

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

##### 1. 継続企業の前提に関するリスク

当社は、当中間会計期間において、営業損失35,637千円及び経常損失41,078千円を計上しており、主要株主からの債務免除による特別利益により中間純利益95,053千円を計上したものの72,134千円の債務超過となっております。また、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

なお、当該事象についての分析・検討内容及び解消・改善するための対応策は、「第2 事業の状況 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5)継続企業の前提に関する事項について」に記載しております。

##### 2. 借入金について

当社は、当社の資金需要に迅速な対応を図るため、主要株主である河端繁氏と総合計額130,000千円のクレジットライン契約を締結いたしました。また、当該契約に基づき、平成24年6月30日現在で90,000千円の借入を行っております。しかしながら、同氏との関係に不測の事態が生じた場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### 3. 当社株式の上場廃止について

当社は、平成24年3月23日付で札幌証券取引所アンビシャス市場を上場廃止になりました。当中間会計期間までは、上場廃止の影響による売上高の減少等はありません。しかしながら、上場廃止による信用低下により取引先からの受注の減少又は取引の中止等が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、資産・負債の評価及び収益・費用の認識について重要な会計方針に基づき見積り及び仮定による判断を行っており、経営者はこれらの見積り及び仮定に関して継続して評価を行っております。しかし、見積りには特有の不確実性があるため、実際の結果につきましては見積りと異なる可能性があります。

### (2) 財政状態について

当中間会計期間末の総資産、196,054千円（前事業年度末220,212千円）で前期末比24,157千円減少しました。そのうち流動資産は149,921千円（前事業年度末180,525千円）で前期末比30,603千円減少、固定資産は46,132千円（前事業年度末39,687千円）で前期末比6,445千円増加となりました。これに対する当中間会計期間末の負債合計は、268,188千円（前事業年度末387,399千円）で前期末比119,211千円減少、流動負債は197,901千円（前事業年度末302,549千円）で前期比104,648千円の減少、固定負債は70,287千円（前事業年度末84,850千円）で前期末比14,562千円減少となりました。

当中間会計期間末の純資産は、△72,134千円（前事業年度末△167,187千円）で前期末比95,053千円増加、自己資本比率は△36.8%となり、その結果、1株当たり純資産額は△942円41銭となりました。

### (3) 経営成績について

#### ①売上高

当中間会計期間における売上高は、法人向け受託制作販売が堅調に推移し、298,777千円となりました。詳細については、「第2「事業の状況」1「業績等の概要」(1)業績」に記載しております。

#### ②売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は全体で183,746千円となり、そのうち114,920千円がクリエイターへの外注費であります。売上高に占める売上原価の割合は全体で61.5%となりました。

販売費及び一般管理費は150,668千円となりました。主な内訳は、給与54,958千円、減価償却費1,937千円、保守管理費17,112千円であります。

#### ③営業損失

営業損失は、△35,637千円となり、売上高営業損益率は、△11.9%となりました。

#### ④経常損失

営業外収益が223千円計上となり、支払利息1,495千円、訴訟関連費用4,066千円を計上して営業外費用合計が5,664千円となりました。この結果、経常損失△41,078千円となりました。

#### ⑤中間純利益

当中間会計期間において、主要株主である河端繁氏から平成24年2月13日現在の借入金150,000千円を全額債務免除していただき、これによる債務免除益150,000千円を特別利益に計上しました。特別損失は、過年度の財務諸表の訂正に係る監査費用及び作業等の費用を不正事件関連損失として12,485千円計上しております。この結果、中間純利益95,053千円となり、1株当たり中間純利益は、1,239円98銭となりました。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性について

「第2「事業の状況」1「業績等の概要」(2)「キャッシュ・フロー」」に記載しております。

(5) 継続企業の前提に関する事項について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 継続企業の前提に関するリスク」に記載しておりますように、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

継続企業の前提に関する事項

当社は、当中間会計期間において、営業損失35,637千円及び経常損失41,078千円を計上しており、主要株主からの債務免除による特別利益により中間純利益95,053千円を計上したものの72,134千円の債務超過となっております。また、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、事業再生計画を作成し、事業環境の変化に対応した事業形態及び組織の変更を行っていくことで、経営の効率化の実現を図っていく所存であります。

事業再生計画の具体的内容

(1) 主要株主による金融支援

当社の事業を安定化及び拡大させるために改善していくなかで、当社の資金需要に不測の事態が生じた場合に迅速な対応を図るため、主要株主である河端繁氏から総合計額130,000千円のクレジットライン契約を締結しております。これにより、当社では、資金ニーズに対応した同氏からの借入が可能となっております。

(2) 営業制作体制の強化

① コンシューマー事業の強化

コンシューマー事業において、現在3本のタイトルのオンラインゲームを運営しております。

同業他社との協業による新規ユーザーの獲得及び多彩なイベントの開催による登録ユーザーのアクティブ化を働きかけることで売上の増加を実現します。

② 法人営業体制

法人営業の状況として、SNS サービス内でのゲームコンテンツを中心としたデジタルコンテンツ制作ニーズは、依然多く、当社では、登録クリエイターを恒常的に募集することで制作需要の拡大に対応しております。現状では、当社の制作能力以上のクライアントニーズが多く存在しています。また、大口顧客に絞った営業に注力することで、利益率の向上も実現させます。

③ マッチングサービスの開始

当中間会計期間より、新しいサービスとして、インターネット上のweb サイトにおいて、クライアントのデジタルコンテンツ制作等のニーズを登録し、それに対してクリエイターより募集投稿したものをクライアントが選択していただくことで、受発注が成立させることができるマッチングサービスを開始しております。同サービスは、気軽なニーズでも利用できることから、潜在的なクライアントニーズやクリエイターの開拓が期待されます。

このような施策により、業績の拡大及び営業キャッシュ・フローの改善を図り、営業利益を確保することにより債務超過の解消を図っていく所存であります。しかしながら、資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保は、今後の市場環境及び取引先の方針等に依存することとなるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (人)
			建物 付属設備	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合 計	
東京本社 (東京都 千代田区)	デジタル コンテンツ事業	本店業務施設	2,610	2,002	6,000	10,613	—

(注) 上記金額には消費税等は含んでおりません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について当中間会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

新設

東京本社において、前事業年度末において計画中であったデジタルコンテンツ事業のクラウドソーシングシステムが平成24年3月に完成し、平成24年4月から同システムを利用したマッチングサービスを開始しております。

(2) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	156,880
計	156,880

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年9月25日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	76,657	76,657	非上場	当社は単元株制度は 採用しておりません。
計	76,657	76,657	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条、第240条に基づき平成23年4月12日に発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年4月12日取締役会決議（第3回新株予約権）

	中間会計期間末現在 (平成24年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年8月31日)
新株予約権の数(個)	4,492 (注)1	4,492 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,492 (注)1	4,492 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月28日 至 平成28年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額又は譲渡価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

さらに、下記3.新株予約権の行使の条件①の条件を満たした場合には、次に掲げるとおり行使価額を調整する。

- (a) 権利行使日の前日の終値が、基準価格に80%を乗じた金額以上となる場合には、基準価格を行使価額とする。
- (b) 上記 (a) を除き、権利行使日の前日の終値が基準価格に50%を乗じた金額を上回る場合には、権利行使日の前日の終値に、基準価格の20%を乗じた金額を加算した金額を行使価額とする。
- (c) 権利行使日の前日の終値が、基準価格に50%を乗じた金額以下となる場合には、基準価格に70%を乗じた金額を行使価額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に札幌証券取引所アンビシャス市場における当社普通株式の終値が一度でも基準価格に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や札幌証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は、権利行使日の前日の終値が基準価格を超過する場合は、権利行使日時点において、当社の役員又は従業員の地位を有する限り、以下の条件を達成した場合に、以下に相当する各割当数の一部又は全部を行使することができるものとする。
  - (a) 行使期間内に終了する四半期決算又は年度決算において四半期会計期間の営業利益の金額（年度決算においては年度の営業利益から当該事業年度の第3四半期累計期間の営業利益を控除した金額とする。）が25百万円以上となった場合に各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数の2分の1に相当する個数の本新株予約権
  - (b) 上記 (a) に係わらず行使期間内に終了する四半期決算又は年度決算において四半期会計期間の営業利益の金額（年度決算においては年度の営業利益から当該事業年度の第3四半期累計期間の営業利益を控除した金額とする。）が60百万円以上となった場合に各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数の全てに相当する個数の本新株予約権
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社が会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年1月1日～ 平成24年6月30日	—	76,657	—	775,405	—	344,405

## (6) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
河端 繁	東京都港区	53,652	69.99
ビジネスソリューション(株)	東京都世田谷区粕谷3丁目24-28	4,667	6.09
河端 隼平	東京都港区	3,667	4.78
内田 荘一郎	東京都港区	3,541	4.62
河端 伸一郎	東京都港区	1,333	1.74
佐藤 宏樹	千葉県松戸市	1,300	1.70
伏見 恵一	東京都世田谷区	636	0.83
増田 雅代	東京都世田谷区	375	0.49
柏井 正尚	東京都杉並区	375	0.49
山本 麻記子	東京都品川区	375	0.49
計	—	69,921	91.21

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 76,657	76,657	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	76,657	—	—
総株主の議決権	—	76,657	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成24年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	1,400	4,200	1,320	—	—	—
最低 (円)	990	650	600	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、札幌証券取引所アンビシャス市場におけるものであります。  
2. 平成24年3月23日付で上場廃止となり、最終取引日である平成24年3月22日までの株価について記載しております。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

該当事項はありません。

### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	水田 博道	平成24年9月7日

### (3) 役職の異動

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間会計年度（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）の中間財務諸表は作成しておりません。従って、前中間会計期間との対比は行っておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる中間監査を受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当中間会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	100,789	51,215
売掛金	73,161	93,975
たな卸資産	184	28
その他	8,181	6,456
貸倒引当金	△1,791	△1,753
流動資産合計	180,525	149,921
固定資産		
有形固定資産	※1 5,889	※1 8,423
無形固定資産		
ソフトウェア	4,766	25,037
ソフトウェア仮勘定	18,690	—
その他	395	395
無形固定資産合計	23,851	25,433
投資その他の資産		
破産更生債権等	62,329	62,329
その他	11,485	13,815
貸倒引当金	△63,869	△63,869
投資その他の資産合計	9,945	12,275
固定資産合計	39,687	46,132
資産合計	220,212	196,054
<b>負債の部</b>		
流動負債		
外注未払金	16,565	24,516
株主、役員又は従業員からの短期借入金	150,000	91,911
1年内返済予定の長期借入金	20,316	20,316
リース債務	3,999	1,828
未払金	43,269	24,602
未払法人税等	3,413	3,380
課徴金引当金	49,960	18,710
その他	※2 15,026	※2 12,635
流動負債合計	302,549	197,901
固定負債		
長期借入金	79,711	69,553
長期未払金	5,139	734
固定負債合計	84,850	70,287
負債合計	387,399	268,188

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当中間会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	775,405	775,405
資本剰余金		
資本準備金	344,405	344,405
その他資本剰余金	314	314
資本剰余金合計	344,719	344,719
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,287,419	△1,192,366
利益剰余金合計	△1,287,419	△1,192,366
株主資本合計	△167,295	△72,241
新株予約権	107	107
純資産合計	△167,187	△72,134
負債純資産合計	220,212	196,054

## ②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日)
売上高	298,777
売上原価	183,746
売上総利益	115,030
販売費及び一般管理費	150,668
営業損失(△)	△35,637
営業外収益	223
営業外費用	※1 5,664
経常損失(△)	△41,078
特別利益	※2 150,000
特別損失	※3 12,485
税引前中間純利益	96,435
法人税、住民税及び事業税	1,382
法人税等合計	1,382
中間純利益	95,053

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日)
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	775,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	775,405
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	344,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	344,405
<b>その他資本剰余金</b>	
当期首残高	314
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	314
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	344,719
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	344,719
<b>利益剰余金</b>	
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	△1,287,419
当中間期変動額	
中間純利益	95,053
当中間期変動額合計	95,053
当中間期末残高	△1,192,366
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	△167,295
当中間期変動額	
中間純利益	95,053
当中間期変動額合計	95,053
当中間期末残高	△72,241
<b>新株予約権</b>	
当期首残高	107
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	107
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	△167,187
当中間期変動額	
中間純利益	95,053
当中間期変動額合計	95,053
当中間期末残高	△72,134

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前中間純利益	96,435
減価償却費	4,739
不正事件関連損失	12,485
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△37
課徴金引当金の増減額 (△は減少)	△31,250
受取利息及び受取配当金	△7
支払利息	1,495
訴訟関連費用	4,066
債務免除益	△150,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△22,820
たな卸資産の増減額 (△は増加)	155
外注未払金の増減額 (△は減少)	7,951
未払金の増減額 (△は減少)	△21,291
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,614
その他	△2,605
小計	△99,068
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△287
訴訟関連費用の支払額	△4,066
不正事件に伴う支出	△12,485
法人税等の支払額	△1,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	△117,801
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△4,363
無形固定資産の取得による支出	△4,000
貸付金の回収による収入	607
従業員に対する貸付金の回収による収入	16
敷金及び保証金の差入による支出	△4,400
敷金及び保証金の回収による収入	417
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,721
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	91,911
長期借入金の返済による支出	△10,158
リース債務の返済による支出	△1,805
財務活動によるキャッシュ・フロー	79,948
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△49,574
現金及び現金同等物の期首残高	100,789
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 51,215

【継続企業の前提に関する事項】

当中間会計期間  
(自 平成24年1月1日  
至 平成24年6月30日)

当社は、当中間会計期間において、営業損失35,637千円及び経常損失41,078千円を計上しており、主要株主からの債務免除による特別利益により中間純利益95,053千円を計上したものの72,134千円の債務超過となっております。また、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、事業再生計画を作成し、事業環境の変化に対応した事業形態及び組織の変更を行っていくことで、経営の効率化の実現を図っていく所存であります。

事業再生計画の具体的内容

(1) 主要株主による金融支援

当社の事業を安定化及び拡大させるために改善していくなかで、当社の資金需要に不測の事態が生じた場合に迅速な対応を図るため、主要株主である河端繁氏から総合計額130,000千円のクレジットライン契約を締結しております。これにより、当社では、資金ニーズに対応した同氏からの借入が可能となっております。

(2) 営業制作体制の強化

① コンシューマー事業の強化

コンシューマー事業において、現在3本のタイトルのオンラインゲームを運営しております。同業他社との協業による新規ユーザーの獲得及び多彩なイベントの開催による登録ユーザーのアクティブ化を働きかけることで売上の増加を実現します。

② 法人営業体制

法人営業の状況として、SNS サービス内でのゲームコンテンツを中心としたデジタルコンテンツ制作ニーズは、依然多く、当社では、登録クリエイターを恒常的に募集することで制作需要の拡大に対応しております。現状では、当社の制作能力以上のクライアントニーズが多く存在しています。また、大口顧客に絞った営業に注力することで、利益率の向上も実現させます。

③ マッチングサービスの開始

当中間会計期間より、新しいサービスとして、インターネット上のweb サイトにおいて、クライアントのデジタルコンテンツ制作等のニーズを登録し、それに対してクリエイターより募集投稿したものをクライアントが選択していただくことで、受発注が成立させることができるマッチングサービスを開始しております。同サービスは、気軽なニーズでも利用できることから、潜在的なクライアントニーズやクリエイターの開拓が期待されます。

このような施策により、業績の拡大及び営業キャッシュ・フローの改善を図り、営業利益を確保することにより債務超過の解消を図っていく所存であります。しかしながら、資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保は、今後の市場環境及び取引先の方針等に依存することとなるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

## 【重要な会計方針】

### 1 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～6年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

### 2 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 課徴金引当金

金融商品取引法の規定に基づく課徴金納付命令の審判手続開始決定通知を受けたことに伴い、その納付見込額を計上しております。

### 3 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更】

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産の減価償却の方法を、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

## 【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。



【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当中間会計期間 (平成24年6月30日)
有形固定資産の 減価償却累計額	13,328千円	12,691千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
支払利息	1,495千円
訴訟関連費用	4,066千円

※2 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
債務免除益	150,000千円

※3 特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
不正事件関連損失	12,485千円

4 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
有形固定資産	1,937千円
無形固定資産	2,802千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	76,657	—	—	76,657

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
現金及び預金	51,215千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	51,215千円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

前事業年度(平成23年12月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	5,321千円	4,345千円	975千円
合計	5,321千円	4,345千円	975千円

当中間会計期間(平成24年6月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
工具、器具及び備品	5,321千円	4,877千円	443千円
合計	5,321千円	4,877千円	443千円

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額等

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当中間会計期間 (平成24年6月30日)
1年内	1,087千円	510千円
1年超	—	—
合計	1,087千円	510千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
支払リース料	596千円
減価償却費相当額	532千円
支払利息相当額	19千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

I 前事業年度(平成23年12月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	100,789	100,789	—
(2) 売掛金	73,161	73,161	—
(3) 破産更生債権等	62,329		
貸倒引当金 ※	△62,329		
	—	—	—
資産計	173,950	173,950	—
(1) 外注未払金	16,565	16,565	—
(2) 未払金	43,269	43,269	—
(3) 株主、役員又は従業員 からの短期借入金	150,000	—	150,000
(4) リース債務	3,999	3,999	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	20,316	20,316	—
(6) 未払法人税等	3,413	3,413	—
(7) 長期借入金	79,711	79,711	—
(8) 長期未払金	5,139	4,758	380
負債計	322,412	172,031	150,380

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等は、回収可能見込み額等を勘案し、貸倒見積高を控除した額を時価として算定しております。

負債

(1) 外注未払金、(2) 未払金、(4) リース債務、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 株主、役員又は従業員からの短期借入金

株主、役員又は従業員からの短期借入金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期未払金

長期未払金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

II 当中間会計期間（平成24年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	51,215	51,215	—
(2) 売掛金	93,975	93,975	—
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金 ※	62,329 △62,329	62,329 △62,329	—
資産計	145,190	145,190	—
(1) 外注未払金	24,516	24,516	—
(2) 株主、役員又は従業員 からの短期借入金	91,911	91,911	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	20,316	20,316	—
(4) リース債務	1,828	1,828	—
(5) 未払金	24,602	24,602	—
(6) 未払法人税等	3,380	3,380	—
(7) 長期借入金	69,553	69,553	—
(8) 長期未払金	734	694	△40
負債計	236,840	236,800	△40

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

これらは、回収可能見込高等を勘案し、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

負債

(1) 外注未払金、(2) 株主、役員又は従業員からの短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

(8) 長期未払金

長期未払金は、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当中間会計期間（自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日）

当社は、デジタルコンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり中間純利益金額	1,239.98円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	95,053
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	95,053
普通株式の期中平均株式数(株)	76,657
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権(平成23年4月12日取締役会決議) ・新株予約権の数 4,492個 ・新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当中間会計期間 (平成24年6月30日)
1株当たり純資産額	△2,182.39円	△942.41円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	△167,187	△72,134
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	107	107
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	△167,295	△72,241
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	76,657	76,657

(重要な後発事象)

当中間会計期間  
(自 平成24年1月1日  
至 平成24年6月30日)

資本の減少

当社は、平成24年7月9日開催の取締役会において、繰越利益剰余金の欠損を補填すること並びに資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本の減少を決議し、平成24年9月7日に開催の臨時株主総会に上程し、承認可決されております。

1. 減少すべき資本の額

①減少すべき資本金の額

当社の資本金の額775,405千円のうち、697,864千円を減少し、資本金の額を77,540千円とします。

②減少すべき資本準備金の額

当社の資本準備金の額344,405千円の全額を減少してその他の資本剰余金に振り替えることとし、資本準備金の額を零円といたします。

2. 欠損の補填に充てる額等

資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少額合計1,042,269千円に平成23年12月31日現在のその他資本剰余金残高314千円を加算した1,042,583千円を資本の欠損の補填に充て、繰越損失を大幅に減少させております。

3. 資本減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少する方法によります。

4. 資本減少の日程

債権者異議申述最終期日	平成24年10月18日 (予定)
効力発生日	平成24年10月19日 (予定)

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）平成24年3月27日関東財務局長に提出

### (2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）平成24年1月16日関東財務局長に提出

事業年度（第8期）（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第9期）（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）平成24年1月16日関東財務局長に提出

事業年度（第9期）（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第9期）（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）平成24年1月20日関東財務局長に提出

事業年度（第9期）（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

### (3) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）平成24年1月16日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第11期）（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）平成24年1月16日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第10期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）平成24年1月24日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

### (4) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度（第10期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）平成24年1月16日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第11期）（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）平成24年1月16日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

(第10期第3四半期) (自平成21年7月1日至平成21年9月30日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第10期第3四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。  
(第11期第1四半期) (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第11期第1四半期(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。  
(第11期第2四半期) (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第11期第2四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。  
(第11期第3四半期) (自平成22年7月1日至平成22年9月30日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第11期第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。  
(第12期第1四半期) (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第12期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。  
(第12期第2四半期) (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第12期第2四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。  
(第12期第3四半期) (自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成24年1月16日関東財務局長に提出  
第12期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成24年1月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(当社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年2月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(当社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年2月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(当社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年9月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会の決議)の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

平成24年1月16日関東財務局長に提出

平成23年12月22日に提出の臨時報告書(重要事項の記載の欠落)に係る訂正報告書であります。

平成24年1月17日関東財務局長に提出

平成24年1月16日に提出の臨時報告書(重要事項の記載の欠落)に係る訂正報告書であります。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年1月19日関東財務局長に提出

平成21年3月10日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

平成24年1月19日関東財務局長に提出

平成21年11月2日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

平成24年1月19日関東財務局長に提出

平成22年12月1日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

クラウドゲート株式会社

取締役会 御中

## 監査法人ハイビスカス

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 藤原 一範

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 堀 俊介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラウドゲート株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クラウドゲート株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失及び経常損失を計上しており、主要株主からの債務免除による特別利益を計上したものの債務超過となっている。また、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。その結果、会社が締結している借入に係る金銭消費貸借約定書に付されている財務制限条項に抵触している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年7月9日開催の取締役会において、資本の減少を決議し、平成24年9月7日開催の株主総会に上程し、承認可決されている。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。